

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 29 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	23	自治会・行政連絡機構の取扱いについて
<p>1 自治会組織 区長会の単位区数及び区長人数は現行どおりとし、新町にそのまま引き継ぐ。 区長会の役員体制（旧村単位の代表者の設置等も含む）・任期・選任時期等については、新町発足後の区長会において調整する。</p> <p>2 区長会事務 現行の集落毎の自治会をそのまま存続し、新町の一体性を確保するため区長会での議論を深め、組織の一元化を図る。 区長会の開催回数等運営方法については、合併後、区長会で調整する。 区長会運営補助金については、区長会運営状況を勘案しながら合併後調整し、一元化を図る。 上部団体等負担金、傷害保険料等の支出方法については、新町発足までに調整する。</p> <p>3 地区要望事項の取りまとめ 地域における、行政に対する要望の窓口は区長とし、随時関係部局において取り扱う。 予算編成に係る要望窓口は財政部局とし、取りまとめ方法については大河内町の例による。</p> <p>4 自治組織との行政協力委託業務 行政と各自治会との連携を確保し、円滑な運営を推進するため、区長会は現行制度を引き継ぐものとし、報償費については、新町発足後、早期に一元化を図る。 平成 17 年度における報償費については、平成 17 年度の両町のそれぞれの額、配分方法によるものとする。 平成 18 年度以降の報償費の額、配分方法については、新町発足後の区長会において、各区間の均衡、公平性を勘案し調整する。</p>		

協 定 項 目	23	自治会・行政連絡機構の取扱いについて
<p>5 自治組織の所有財産の取扱い 公共性の高い集落財産の所有権の移転手続きを簡素化し、相続問題等の発生を防ぐ取扱いであるので、制度を現行のまま存続させる。 また、現存の協定書、覚書についても、現行のまま新町に引き継ぐ。 対象とする財産の種類や届出の様式、確認書類など事務処理の一元化については、合併時まで調整する。</p> <p>6 住民への回覧物の回覧方法 現行の配布・回覧方法を新町に引き継ぐ。</p> <p>7 住民への連絡体制 印刷物、放送、広報車、会議等による連絡体制は、現行のまま新町に引き継ぐ。 また、CATV映像活用も有効な手段であることから、大河内町内の早期の整備が望まれます。</p>		